

令和元年 1 1 月 8 日

令和元年 第 3 回 和 束 町 議 会 臨 時 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和元年第3回和東町議会臨時会

会議録 (第1号)

招集年月日 令和元年11月8日(金)

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午前11時08分

出席議員(10名)

1番	岡	田	勇	2番	高	山	豊	彦		
3番	藤	井	清	隆	4番	村	山	一	彦	
5番	吉	田	哲	也	6番	井	上	武	津	男
7番	岡	田	泰	正	8番	岡	本	正	意	
9番	畑	武	志	10番	小	西	啓			

欠席議員(0名)

な し

職務のため議場に出席した者の氏名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	藤原秀太
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長	井上順三
税住民課長	細井隆則
福祉課長	北広光
診療所事務長	久保順一
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙議事日程のとおり

会議の経過 別紙のとおり

会議録署名議員 3番 藤井清隆

4番 村山一彦

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第52号 公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の変更について
- 日程第 5 議案第53号 和束町簡易水道統合事業中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事に係る請負契約の締結について
- 日程第 6 議員派遣について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（小西 啓君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまです。

ただいまから、令和元年和東町議会第 3 回臨時会を開会いたします。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

令和元年第 3 回和東町議会臨時議会をお願いいたしましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中、議員全員の皆さん方にご出席をいただきましてありがとうございます。

また、日ごろは、和東町の行政に対しまして何かとご指導、ご協力を賜っておりますことをこの場をこの場をかりまして厚く御礼申し上げます。

今回お願いいたしましたのは、契約関係の 2 件の議案を予定させていただいております。どうか慎重な審議をいただきまして、提案どおりご承認賜りますことをよろしくお願いいたしまして、簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもご苦労さまでございます。ありがとうございます。

○議長（小西 啓君）

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、3 番、藤井清隆議員、4 番、村山一彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時議会の会期は、本日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、令和元年度第6回の出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、議案第52号 公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第52号の提案理由を申し上げます。

現在、工事を進めています公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」につきましては、令和元年10月1日付消費税率改正に伴う契約金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をいただきたく提案するものであります。

なお、工事概要及び変更概要等詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、議案第52号について説明をさせていただきます。

議案書を1枚おめくりください。

議案第52号

公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の変更について

町道（北部1号）白栖別所線地すべり災害復旧工事請負契約を下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

契約金額に係る部分中6,291万円を6,407万5,000円に改める。

令和元年11月8日 提出

和束町長 堀 忠 雄

おめくりください。

議長のお許しを得ておりますので、資料No.52によりまして、今回の変更概要についてご説明させていただきます。

町道（北部1号）白栖別所線地すべり災害復旧工事変更契約の概要

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 1 事業名 | 公共土木施設災害復旧事業 |
| 2 工事名 | 町道（北部1号）白栖別所線地すべり災害復旧工事 |
| 3 工事場所 | 京都府相楽郡和束町大字別所地内 |
| 4 契約金額 | 「6,291万円」を「6,407万5,000円」に変更 |
| 5 契約の相手方 | 山口・吉村特定建設工事共同企業体 代表者 山口和香奈 |
| 6 契約の方法 | 地方自治法第234条の規定による一般競争 |
| 7 工期 | 令和元年6月21日から令和2年3月20日 |
| 8 支出科目 | 和束町一般会計 |

- (款) 10 災害復旧費
- (項) 02 公共土木施設災害復旧費
- (目) 01 道路橋梁施設災害復旧費
- (節) 15 工事請負費

でございます。

変更の内容については、隣のページをお目通しください。

町道（北部1号）白栖別所線地すべり災害復旧工事変更箇所資料

1 変更内容

消費税相当額を8%から10%に変更

2 変更内容

契 約 金 額	当初 6,291万円
	(内消費税相当額466万円)
	変更 6,407万5,000円
	(内消費税相当額582万5,000円)
契約金額増額分	116万5,000円
	(内消費税相当額116万5,000円)

でございます。

なお、工事につきましては、現在、現地の準備工を行っております。

なお、この後、杭が今月中旬に届きまして、抑止杭工、それから、その後、地下水を下げるための排水工の工事を行いまして、来年の3月20日をめどに工事を進めております。現時点では、工事については、おくれ等はございません。

よろしく願いいたします。

以上、議案第52号の説明とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

若干お聞きしたいと思いますけども、今、説明では、今回、消費税の上った分の増額ということでの変更ですけども、工期等には変更はないということで今も説明があったんですけども、いわゆるこの地すべりの原因というところでいうと、いわゆる当時の大雨とか、そういった部分での原因というのが言われていたと思うんですけども、この間もかなり雨量があった時期もありまして、そういった意味では、現場のほうの状況というのも、日々そういった自然状況に左右されている分もあると思うんですが、その辺のことも踏まえながら、今、言われたように、それでも工事には影響ないということと判断されているということによろしいですか。

○ 議長（小西 啓君）

建設課長。

○ 建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答え申し上げます。

今の岡本議員のご質問でございます。確かに、現時点での変更はなしと判断はしております。

ただ、地すべりの原因につきましては、地下水位の上昇でございます。現時点で杭深の位置にブロックがどれだけ動いているかというようなことについては、杭工設置時に若干出てくるかと思われませんが、現時点で業者との調整の中では、工事の施工方法を若干前後さす中で対応できるんじゃないかという判断をしておりますので、工期については3月20日を目指しております。

○ 議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

地元のほうではかなり工事の完成というのを心待ちにされてるという面もあります

ので、極力、工期内に完成できるようにご努力いただきたいというふうに、これは強く要望しておきたいと思います。

それで、今回、消費税の2%上がった分の増税分を今回増額されてるわけなんですけども、やはり2%と申しまして、それでも100万円以上の増額になるという意味では大変大きなものだなというふうに実感をしているんですけども、この増額分の財源的にはどういう措置になりますか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の質問でございますけども、財源につきましては、災害復旧事業でございますので、災害復旧法に基づきます交付税等の算入で現時点では単費の若干の持ち出しはございますけども、財源的に見て判断をしております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それで、今回、5,000万円以上の工事ということで議会に出るという意味ではっきりわかるんですけども、やはりそうじゃない工事もほかにはたくさんあるというふうに思うんですね。やはり財源的にわかるようなわからないような話だったんですけども、いずれにしても、もともとは税金ですから、やはりその分を充てないといけないという意味では、大変大きな支出の増になっているというふうに思うんですね。

そういった意味で、今回のような形で、ほかの工事についても、消費税が上がった分、多分、補填されてきているというふうに思うんですけども、建設課として、こういった公共事業の工事における消費税増税の分の影響額でどの程度だというふうに想定されていますか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

本日、細かい資料を手持ちで持っておりませんので、詳細な額については述べられませんけども、現時点で私のほうで把握している部分でいいますと、金額的にはここで答える数字は持っておりませんので、お許してください。

ただ、工事につきましては、今年度5月以降に契約した工事からの変更になりますので、その分の変更の2%につきましては、当初予算の段階積み上げております。

それ以外の部分につきましては、2月以前の発注になっておりますので、工事が終わり次第、8%の税額を支払っておりますので、令和元年度分の工事については2%増しの部分が生じているのが現実でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

最後に町長にお聞きしておきたいんですけども、やはり増税というのはこういった部分でも、自治体としての支出も大きくふえていきますし、財政的にも余計なと言ったら悪いんですけども、そういった負担もふえてくると思うんですね。こういった業者さんにとっても税負担がふえていくわけで、そういった意味でも、地域経済にとっても大変大きな影響があると思うんですね。自治体としてもマイナスの部分というのは大きいというように思います。

そういう意味で、今、増税をして1カ月以上たちますけども、そういった意味でも、この増税というのはやはり見直していくべきだというふうに思いますし、景気にとっても本当によくないと思いますので、その辺、町長として、今後、国に対しても、上がったから仕方ないということじゃなくて、こういった状況も踏まえて、そういった見直しも含めて要望いただきたいと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

従来の8%から10%に消費税率が上がるということですから、その2%の増額、それぞれに契約時とか消費税に対して増額されてくるというのは確かであります。

これも正直なところ、大きな経済動向とか消費動向、大きいものの見方の中で動いておるということで、非常に判断が厳しいわけでございますが、こういった大きな増税というのは、我々消費者にとっても、また、地方公共団体にとっても大きなものであることには間違いないわけであります。

今後においては、そういった状況を見ながら慎重な考え方を持って進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（小西 啓君）

ほか、ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第52号 公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第52号 公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第53号 和束町簡易水道統合事業中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事に係る請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第53号の提案理由を申し上げます。

令和元年11月1日一般競争入札に付した中央浄水場他課緊急遮断弁等機器電気設備更新及び施設整備工事について、工事契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をいただきたく提案するものであります。

なお、工事概要につきましては担当課長より説明をさせますので、慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、続きまして、議案第53号について説明させていただきます。

議案書53をおめくりください。

議案第53号

和束町簡易水道統合事業中央浄水場他緊急遮断弁等機械電

気設備更新及び施設整備工事に係る請負契約の締結について

令和元年11月1日一般競争入札に付した中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法

第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 事業名 和東町簡易水道統合事業
- 2 工事名 中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事
- 3 工事場所 京都府相楽郡和東町全域地内
- 4 契約金額 1億5,488万円
(内消費税相当額1,408万円)
- 5 契約の相手方 大阪市北区南森町1丁目4番10号
理水化学株式会社大阪支店
支店長 木澤太郎
- 6 契約の方法 地方自治法第234条の規定による一般競争入札
- 7 工期 議会の議決を得た日の翌日から令和2年3月31日
- 8 支出科目 和東町簡易水道事業特別会計
(款) 02 施設費
(項) 01 施設費
(目) 01 施設費
(節) 15 工事請負費

令和元年11月8日 提出

和東町長 堀 忠 雄

1枚おめくりください。

議長のお許しを得ておりますので、資料No.53及び後ろのほうに添付しております
ます図面等に基づき説明をさせていただきます。

中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事概要

1 工事内容

取水棟機械設備更新工事(中央浄水場)

浄水場機械設備更新工事(中央浄水場)

中央監視機能増設等工事(中央浄水場)

残留塩素計更新工事(原山加圧ポンプ所、中部配水場、城山高区配水場)

緊急遮断弁等更新等工事(中央浄水場、中部配水場、城山高区配水場)

施設整備工事(中央浄水場管理棟建築設備、各水槽外壁塗装等)

2 内訳

労務費等 1 式 1,084 万円

機器費 1 式 1 億 1,086 万円

施設整備費等 1 式 1,910 万円

請負率 96.8%

3 入札参加業者

順位、業者名称、入札額で報告させていただきます。

落札 理水化学株式会社大阪支店 1 億 4,080 万円

4 税抜予定価格 1 億 4,541 万円

5 税抜最低制限価格 1 億 2,674 万 3,000 円

でございます。

それでは、1 枚めくって図面をごらんください。

先ほど申しあげました内容につきましては、今、お手元の資料の位置図に記載している部分でございます。この部分の計器の更新及び緊急遮断弁等の設置等の工事を今回行わせていただきます。

工事区間は、町内全域になっていることを確認してください。

取水棟の機械設備更新につきましては、取水ポンプの逆止用の電動弁の更新でございます。

浄水場機械設備更新につきましては、送水ポンプの更新、観測ろ過流出制御電動弁

の更新、一時ろ過用のコンプレッサーの更新でございます。

中央監視機能増設につきましては、以前発注しました石寺モニター室の機器と本町役場に設置します機器との遠方監視装置の構築でございます。この構築によりまして、和束町内における配水池及び取水機器等の動きについては、全て役場もしくは中央浄水場で監視ができるようになります。

それから、残留塩素計の更新でございます。原山加圧ポンプ場、中部配水場、城山高区配水場の各残留塩素計の更新でございます。これにつきましては、浄水場から出ました水を送っているわけでございますが、各配水池間におきまして、塩素等の管理を確実に行っていくため設置している残留塩素計でございます。経年劣化しておりますので、これを更新していきたいということでございます。

緊急遮断弁等の更新、浄水場内中央配水池の緊急遮断弁の更新、中部配水場の緊急遮断弁の設置、排水管一部布設がえでございます。

城山高区配水場の緊急遮断弁の設置でございます。これにつきましては、本管等が震災等で破れたり、それから、劣化等で破損した場合につきましては、配水池のところで水をとめるという遮断弁を今回設置いたします。

施設の整備でございます。浄水場の各水槽、中央配水池の外壁の塗装でございます。施工以来20年を経過しておりまして、外壁等の塗装がかなり傷んでおりまして、このままの状態ですと雨漏り等の原因が発生することもございますので、全ての防水の塗装をやりかえるところでございます。

管理棟の建設更新工事でございます。給湯装置の更新、トイレの更新、鉄扉の塗装でございます。これも同じく、経年劣化によって傷んだところの修繕でございます。

1枚、2枚と現場の図面をついております。この部分の赤で表示している部分につきまして、今回、工事を実施させていただく予定をしております。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

井上議員。

○6番（井上武津男君）

それでは、1点質問させていただきたいと思います。

今回、請負率が96.8%の割合にしては、入札社が何社ぐらいあったか、まず、そこからお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

建設課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今回、一般競争入札で振っておりますので、関西外の大手の業者を対象となっております。入札につきましては1社のみでございました。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

ただ1社しかなかったわけでございますね。それで、請負率がこれだけの高いものになったということなんでしょうか。

○議長（小西 啓君）

建設課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

そうは考えておりません。入札につきましては、必ず入札書とそれから入札に係る請負の仕分けをいただきます。正当な金額、妥当な金額といえますか、参考で作成しています和賀主幹の設計書とほぼ類似するような入札価格を入れておられますので、適正な価格で品質の保全ができる工事と判断しております。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○ 6 番（井上武津男君）

できれば、やはり最低でも 2 社以上の業者によって入札できることが一番希望されるもんだと私は思っております。今回 1 社しかなかったというのは残念なことでありますけれども、次からはできるだけそういう形で入札社をふやしていただくようお願いしたいと思います。

それと、遮断弁は今度新しく取り付けられたということですがけれども、その遮断弁は、いわゆる何かがあった場合、自動的に遮断されることになってしまうのか、その点についてお聞きしたいです。

○ 議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○ 建設事業課長（馬場正実君）

はい、そのとおりでございます。一気に水が流れたりした場合にどこかで本管等が破損しているということになります。それを感じた段階で遮断弁が動くということでございます。

○ 議長（小西 啓君）

井上議員。

○ 6 番（井上武津男君）

それはモニターによって中央監視場のほうからその事態を見守ってやるということなんでしょうかね。

○ 議長（小西 啓君）

建設課長。

○ 建設事業課長（馬場正実君）

はい、そのとおりでございます。現在も大きなところは整備が終わっておりますので、全てうちのモニター、私の目の前にあるテレビのほうに映し出されているという状態でございます。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

ありがとうございます。

そういうことで、いわゆるどんなことがあっても自動的に監視できるということは実にありがたいことですので、これで私の質問を終わります。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今お話がありましたように、入札の関係ですけれども、いわゆる一般競争入札で1社ということで、それでも適正な価格で品質が保全されるということで、今、説明があったんですけれども、ただ、やはり入札の制度の問題として、競争という以上は1社では競争にならないですね。だから、その辺の一般競争入札の仕組みそのものはこれまでの指名競争云々よりも広く当たるという点では制度的には前に行ってると思うんですけれども、ただ、実態として競争になってないというところが今回の入札だと思うんですけれども、もちろんこれが不適切かどうかということよりも、競争になってないという部分についてはどういうふうに評価されてますか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

実際のところ、問い合わせにつきましては数社ございました。工期等も含めての考え方の中で入札業者が1社になったということが現実でございます。

あくまでも情勢等を確認しながら京都府等ともいろんな今の工事請負契約等を確認しているところからの想定ではございますが、一番大きな原因は、今回の台風20号、

それから台風19号等の震災に伴う関東での緊急工事が多く出ているということで、技術者がなかなか回せないというのが現状にあるようでございます。

それ以外にも、東京オリンピック等の最終段階に入っていることもありまして、今、関西の業者が東京のほうに行っていることもかなりありまして、現在、工事は9月末で終わったんですけれども、さきに出しました工事につきましても終わった業者は、即、東京に戻ったというような状況にもあります。そういう状況を踏まえた中で、今回、岡本議員の言われるように、一般競争という形になっておりますので、業者には多く見ていただいておりますけれども、実際に投函していただけたのは1社になったというのが現実のようでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

いわゆる災害等ですね、頻発したりとか、あと、来年のオリンピックの関係とかで業者も大変お忙しいし、技術者も大変集中しているということでこういう事態になっているのではないかというね、それは状況としてはわからないこともないんですけども、だからといって仕組み自身が形骸化するようなことになっていたら、やはり税金で工事をしていくわけですから、もちろん余り安かったら安かろう悪かろうになっても困りますけども、ただ、やはり一定のそういった経費を抑えていくという意味では、幾ら問い合わせがあったとしても、実際に競争に参加しなければ競争の原理は働かないわけですので、そこはいろんな状況があると思いますけども、ぜひ、その辺のことについては検討というかですね、ちゃんとしていただけるように、競争が働くような形で落札ができるようにしていただきたいなと思うんですけども、その辺は町長はいかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ご案内のとおりですね、入札には指名と一般競争入札があるわけです。指名は3社以上指名させていただくんですが、この入札そのものは入札規程に基づいて実施いたします。入札規程の中には、入札を執行する場合には設計額が当然必要になっています。しかし、設計額イコールになりません。私どもが見て、これはこれぐらいの範囲でやってほしいと、入札する場合はあらかじめ敷札を持ちまして、その範囲内でやるわけでありませう。

そして、一般ですので、これを公表するわけですから、どなたでも応札ができる状態になるわけでありませう。だから、今回、入札規程で実際に入って入札・応札が1社だから取りやめますよとか、そういうことにならないわけでありませう。

一般競争入札で付してわけですから、一応、敷札というのを付すわけですから、その範囲内であれば有効と言わざるを得ないわけでありませう。それを超えると、1社なければ一応それはやめにして、その入札を取りやめて、どなたかと話し合いをさせてもらって何とか負けてもらえないか、範囲内を超えた場合はできるんですけども、範囲内に入っておれば、それはその中で落札をせざるを得ないというのは入札規程にあるわけでありませう。

そういうことで、今回は多く募集してやっているわけなんですけども、事情は先ほど課長が答弁がありましたように、いろんな事情、それは業者間の事情でそうであろうと思っておるわけでありませう。

そして、結果として1社の方が来た。そして、入札を付す場合、会合して入札の札を見て、その範囲内に入っておれば、それを落札決定と、こういう状況で執行したということで、事務的には私は適切と。

今、岡本議員が言われるように、本当に多くの方が参加してもらえるように、今後、そういう環境が、これはうちよりも外部いうんですか、うちが努力して来てくれというのは変な話ですけども、そういう状況であるのが先ほどもありましたように好まし

いんですが、今後もそういう状況になるような状態に、魅力のあるような工事であったらいいとか、工事にはいろいろありますけども、今回は決められた工事で、なかなか難しかったんてなというように思っております。

そういう意味で、今後とも、今、岡本議員が言われますように、経済的に1円でも安く落札できたり契約できるように努力していく、こういう努力は必要だと思っておりますので、今後もそういうことで十分努めてまいりたいと、そういうことでご理解いただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

そこは制度の形骸化ということにならないように、ぜひ、そういう立場で認識していただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。

それでですね、工事内容について大きく六つの工事が今回やられているわけですが、内訳という点では、いわゆる工事全体の種類という部分で示していただいているんですけども、この工事内容の六つの工事のそれぞれの金額というのはどの程度ですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

まことに申しわけございません。そこまでの詳細の資料を、今、手に持っておりませんので、この六つに分けた金額についてはここでお答えすることはできません。まことに申しわけございません。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

それはどういうことなんですかね。1 億円を超える工事ですよ。それについてそれぞれの工事はそれぞれ独立しているわけですよ。実質は一つ、六つが一体だけでもそれぞれが場所も違うし、中身も違うという工事ですよ。その内訳がここに書いてないにしても、聞かれたら、これはこんだけかかりますとかいうふうに答えられて当然じゃないんですか。それも示せないでどうやって判断するんですか。この一つ一つが本当に適正な金額なのかということも判断できないと思うんですよ。

ここで、今、答えられませんかと言って議決してしまったら、もう言いようがないじゃないですか。そんなことも準備せずに、ふつう聞かれると思いません、それぞれ工事が違うんだから。そんなことちゃんと答えるようにしてから提案するのが当たり前じゃないですか。どうなんですか、その辺。

○議長（小西 啓君）

ただいまより暫時休憩します。

休憩（午前 10 時 09 分～午前 10 時 45 分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

議員の皆様には議事を中断させてまことに申しわけございません。

先ほど岡本議員からいただきました質問に対して答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

先ほど岡本議員のほうからいただきました答弁につきましては、今回、議案に提示しました工事内容の 6 カ所についての各金額は幾らかということでございます。ただ、設計書の組み立てがそのようになっておりませんので、うちの設計書の形でご説明をさせていただきますので、その点はご了承願いたいと思います。

なお、数字につきましては、直接工事費に経費を案分した形で掛けた数字ということになりますので、その点につきましても理解のほうをよろしくお願いいたします。

中央取水機・中央取水場機器設備更新工事につきましては747万7,000円、中央浄水場機械設備更新工事につきましては4,650万3,000円、それから中央浄水場電気設備更新中央監視機能等増設工事につきましては3,432万2,000円、原山ポンプ場残塩計更新工事につきましては271万円、中部配水場内配水管布設替工事につきましては802万4,000円、続きまして、中央配水池緊急遮断弁等設置工事につきましては1,787万3,000円、城山高区配水池緊急遮断弁設置工事につきましては1,815万7,000円、中央配水場内各水槽外壁等工事につきましては627万6,000円、中央浄水場現場管理棟改修工事につきましては389万6,000円、最後に、中央浄水場内整備工事につきましては33万円となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今、先ほどの質問に答えていただいたわけですが、こういったことというのは基本的に難しい質問じゃないと思うんですね。当然聞かれることを想定されるべき内容ですから、以前にもこういうことがあったと思うんですね。内訳について明記されていないということで訂正されたということもありますので、議案に対する安易さというのは、先ほどの対応からも大変私はすごく感じましたので、これは課長の責任ということもありますけども、こういった議案を出すということは町長もご存じなわけですから、その辺、町長は今どういうご見解ですか。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

まずをもって、こうして議案の審議をいただくに当たって十分な審議をいただくためには、十分な資料を持って提案するというのは当然のことです。そういう観点から考えましたら、今回、不手際が起こったということで非常に申しわけなく思っております。今後もこの議場の議員の皆さん方には十分にご審議をいただける内容の資料に今後努めてまいりたいと、このように思いますので、ひとつおわびとご了解をよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それで、済みません、今回の工事のことなんですけども、これは確認ですけども、今、現課で検討されております水道料金のいわゆる改定のことがありますけども、その改定を根拠づけている経営戦略がありますけども、そういった中身として今回の工事というのは予定された工事ということですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

そのとおりでございます。これは統合を行うことによって補助金等々の収入を多くするというので、経営戦略を立てる以前からこの工事については計画していたものでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それだけに緊張感を持って提案していただきたかったし、やはりいろんな質問に関してちゃんと答えられるようにしていただくと。必要な工事であったらどうせ通るだ

ろうという頭があったんじゃないかというふうに思わざるを得ませんし、やはりそういった料金の改定にもね、何か今、笑うところありますか。

そうやって笑われるようなことを、今、言ってますかね。あなたが、今、笑われましたよね。何かニタツとされましたよね。料金の値上げに連動されてるからですか。関係ないんですか、今の意味っていうのは。

そういった意味で、料金の値上げにも連動しているわけでしょう、こういった工事をやるっていうことはお金がかかっているわけだから。そういったこととあわせても、これが適切かどうかということはやはり大変大事な問題だというふうに思うんですよね。課長にそういった認識がおありの上で今回そういう対応をされましたか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

無論、その形で動いております。料金の値上げに関して今回の工事が影響するということは重々承知をしておりますし、できる限り安価で、できる限り効率のいいことにしていきたいというように思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

そういった意味では、こういうような対応をされるということは本来なかったんじゃないかと思っておりますので、重々反省していただきたいし、前にもあったわけですから、二度とこういうことがないように、そこは三度目がないように注意していただきたいというように思います。

それとですね、今回、中央監視機能の増設等の工事で石寺の水質モニターとの関係

で増設工事が行われるということなんですけども、いわゆる前にも役場のところでそういった状況が監視できるということで、それはそれで機能向上ということなのかもしれませんが、ただ、これはこれでやった上で、いわゆる職員によるそういった監視というか、現場に赴いての監視というのも今も続けておられるんですね。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今の石寺モニターの関係につきましては、現時点までは撰原の墓地のところで目視で検査をしていた分でございます。今回、西部水源の末端が反対側の石寺の元西部の取水場になるわけでございます。その関係で、そこに最終的な水質の管理を行うための計器を設置するという工事になっております。

岡本議員が言われるように、この工事が完了しますと和東町役場の私の前のモニター、もしくは中央浄水場のモニターで水道の末端の塩素等の確認ができると。これは木屋地区に前回つけたものと同様のものがございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

私が聞いていますのは、要は、職員の方の当時の説明でもそれはつけるけども、職員のそういった巡回であるとか、そういったものも継続するということでしたので、二重にそういったような監視ができるということだったと思うんですけども、それは今もそういうことでよろしいということですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

現時点で申しますと、半田の配水池、それから撰原の加圧ポンプ場、それから今おっしゃっておられる石寺、それから木屋の配水池、柚田の加圧、原山の加圧、小杉の加圧、中央浄水場及び取水という形で、毎日、臨時職員が点検をしております。これについては今後も行おう予定はしております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それですね、今回の工事の内容については、いわゆる施設の経年の劣化であると。または更新という意味で必要な中身なのかもしれないんですけども、こういった形でいろいろと投資をされて、そういう仕組みもシステムも更新して、また増設もして強化するということがされているんですけども、町長にお聞きしておきたいんですけども、今、要は、これが将来的な投資ということになりますから、料金にも反映されるという中身だというように先ほども言われましたよね。いわゆる25%の値上げというものの根拠になっている工事だということだと思うんですよね。そういう意味では、今後、せっかく投資したことが無駄にならないかというような部分で、今、京都府のほうで水道事業について広域的に運営していくというようなビジョンが示されて、市町村のほうとも協議しながら、そういった方向で検討されてるというふうに聞いているんですけど、それはどうなんでしょうか。今は町のほうで運営されておりますけども、近い将来に京都府の指導のもとで広域的な運営を行うというような、そういう見通しというのはお持ちなんですか。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

ただいま質問ありますように、広域化の中の検討の一つに検討されてきているというのはご案内のとおりでございますが、ただ、その一つ一つの項目には簡単にいける問題ではないというような認識に立っております。

今、申されておりますように、施設そのものの統一というのはなかなか難しいと見えています。といいますのも、制度一つが違います。京都の府営水道、そして和束町の簡易水道、こういった水道の種類そのものも違ってまいります。そういったものは方向として難しいのではないかと私は今のところは認識いたしております。

しかし、違う面での経営のあり方とかいろんな面というのは、今いろいろと可能性もあると思いますが、今回こういった施設というのは、和束町の簡易水道事業の施設としてとらえておりますので、この辺のところは将来一つになって、京都府下中が府営水道になってしまうんだと、こういうことには時間が必要だろうし、今の想定の中にはそういったものが入ってないだろうというように思っておりますので、ご心配いただいている点については重複しないと私は認識いたしております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

といいますのは、要は、今、京都府のほうのそういった広域化の検討の中では、かなりそういった方向で動いているというふうにも聞いておりますし、また、近隣でも、いわゆる国のほうの財源的な措置の基準外の一般の繰り入れをさせないという意味で、例えばそれをしてしまうとやっていけないと。近隣で統合してしかできないような話も耳に挟んでいる部分もありましたので伺っているんですけども、私は何が言いたいかということ、こうやって投資されて、こういう監視システムなんかも造成する中で一定のお金もかけられてやっていることが、将来的に広域化になれば必ず職員の減であるとか、体制を減らしていくということがなければ広域のやっていく意味がないと思うんですよね。そういう意味で、せっかく和束町として投資したことが、将来的に例

えば民営化も含めて無駄になっていくというようなことにつながらないかという危惧を持っているわけですので伺ったんですけども、今、町長の話では、そういったことでは慎重な姿勢をとっておられるということですので、そこはまた議論していきたいと思っておりますけども、やはりそういうことにならないように、今後ちゃんと見解を持ってやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

私はタイトルのほうが気になんですけども、中央浄水場他緊急という言葉が使われておりますけども、この緊急という言葉は、私たちはどういうことを想定したらいいのかというところなんです。

さきの台風によりまして、千葉県を中心に大変な被害が出たところでございますけれども、それについては住民の方には、非常にライフラインについては不便をされていると。そして、なおかつまだ水道も普及してないところがあるというふうにニュース等では理解をしているわけなんですけれども、この緊急というものがどういうところで私たちはそういうふうになるであろうという被害想定ですね、理解したらいいのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

申しわけございません。緊急遮断弁という一つの用語でございますので、この分については緊急遮断弁という形でご理解を願いたいと思います。

ただ、岡田議員のご質問に関してですけれども、なぜ緊急遮断弁をつけるかといいますと、緊急遮断弁をつける位置につきましては、例えば、配水池の直近であったり、浄水場の直近であったりということです。とりあえず、今、出てきている中でいいますと、例えば土砂災害、それから地震等々で本管が破裂した場合、そこで送水が全部出てしまいます。その手前の配水池で水をとめてしまうというための弁でございますので、そういうときに緊急に動く。弁自身の名称が緊急遮断弁という弁でございますので、そういうときに緊急に動かすという弁でございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

それは理解しているんですけど、やはり大雨等々降ってきて、河川とか見ると汚濁・増水というふうな形があらわれるんですけど、私たちはそういうところしか理解できないんですけど、そこに対しては避難的な防災マップに基づいていろいろ町のほうから指示はいただけると思うんですけども、しかし、避難するにしかたて、私たちは地震が震度7になったら遮断されるとか、土砂災害が起こり得る可能性があるときには遮断されるとか、そういう緊急の度合いを私たちはどのような温度差で感じたらいいのか、難しいかわかりませんが、大体の目安的なところをお伺いしたいなということでございます。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

緊急遮断弁の所要の緒言まで、今、手持ちに持っておらないのが現状でございます。まことに申しわけございません。

ただ、今おっしゃいましたように、急に送水の量が多くなった場合と、それから耐

震で揺れてどうしてもとめなければならない場合、特に緊急遮断弁につきましては、急に水の流速が早くなった場合に反応するというような点でございます。というのは、家で水を出してる状態の常時の流速を見ているので、それが急にどこかの栓があいた場合に、水量がどっと動くようなときにとめるというような機能を持った弁でございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

それともう1点だけお伺いしたいんですけども中央浄水場の東側なんですけど、1カ所だけ山斜面がありますね。あそこは防災指定のハザードマップはどういう扱いになっていますか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

ハザードマップ上のメッシュについては、山地なので入っていないと思っております。ただ、湯船の奥山一帯につきましては、土砂防備・水源涵養・保安林等合わせて砂防の面指定がかかっておりますので、そういう形の対策ととっていくということになると思います。

○議長（小西 啓君）

ほかございませんか、質問。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第53号 和束町簡易水道統合事業中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事に係る請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第53号 和束町簡易水道統合事業中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事に係る請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣について、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

閉会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

まず、最初でございますが、この議案の説明をさせていただくに当たりまして不手際があり、皆様方には大変ご迷惑をかけましたことを最初におわびを申し上げさせていただきます。

このことを今後の教訓としまして、議案のご審議をいただくときには十分な資料を

持って臨んでまいりたいと、このように努めていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まずは、今回予定させていただきました議案全てにつきまして原案どおりご承認をいただきましたことをまずをもってお礼を申し上げたいと思ひます。こうした事業については円滑な事業推進に向けて今後も努めてまいりたいと考えております。

どうか議員各位にとりましても一層のご指導とご協力を賜りますことをお願い申し上げます。簡単でございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

これをもちまして、令和元年度和束町議会第3回臨時会を閉会いたします。

本日はご苦勞さまでございました。

午前11時08分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 2 年 2 月 19 日

和東町議会議長 小 西 啓

署名者

和東町議会議員 藤 井 清 隆

〃

和東町議会議員 村 山 一 彦